銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の告示)

第37条 法第26条第1項の規定により公安委員会が行う告示は、香川県公告 式条例(昭和25年香川県条例第32号)第2条第2項に規定する県公報に登 載して行うものとする。ただし、同条例第2条第2項ただし書に規定する ときは、公安委員会の掲示板<u>その他公衆の見やすい場所</u>に掲示して、これ に代えるものとする。

別記様式第10号の2 (第26条の2関係)

猟銃実包出納簿

年	月	F	使用銃 (許可番号)	適 用 (用途、使用場所、捕獲の有無等)	散弾実包・ライフル実包 適合実包()			散弾実包・ライフル実包 適合実包()			散弾実包・ライフル実包 適合実包()			合計 残弾数
					受	払	残	受	払	残	受	払	残	(個)
						,,,,	7,54		,,,,,,			,,,,,		(1-1)
-														
							ļ							
/#s -1														

¹ 射撃場で実包を消費したときは、実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。 2 当該猟銃実包出納簿は最終の記載をした日から3年間は保存しなければならない。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の告示)

第37条 法第26条第1項の規定により公安委員会が行う告示は、香川県公告 式条例(昭和25年香川県条例第32号)第2条第2項に規定する県公報に登 載して行うものとする。ただし、同条例第2条第2項ただし書に規定する ときは、公安委員会の掲示板に掲示して、これに代えるものとする。

別記様式第10号の2 (第26条の2関係)

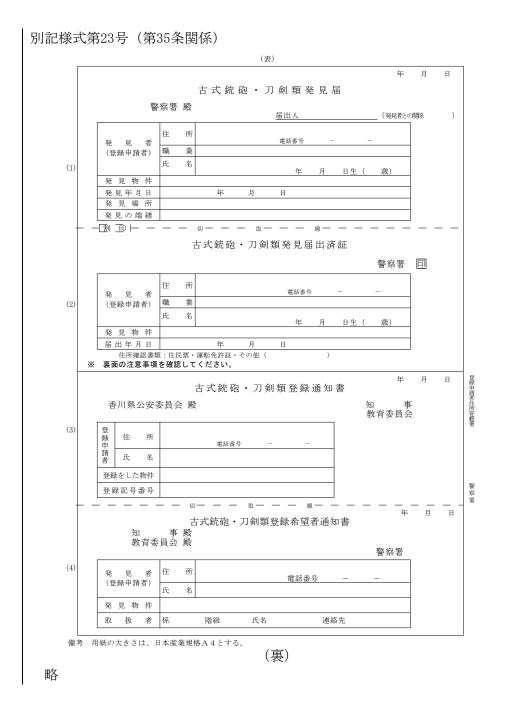
猟 銃 実 包 出 納 簿

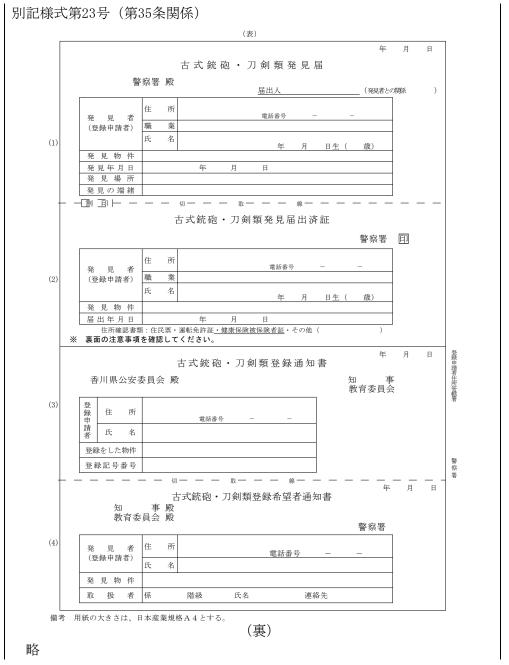
(実包の種類

| 受入数量 | 払出数量 | 担任数量 | 相手方の住所及び氏名 | 備考 | た実包 | ます | できる |

備ま

- 1 猟銃等保管業者に保管の委託をした場合は交付した実包の欄に、返却を受けた場合は交付された実包の欄に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





附則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第23号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。